

## 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについて

全東栄信用組合

中小企業金融円滑化法は、平成 25 年 3 月 31 日に期限を迎えますが、当組合は中小企業金融円滑化法の期限到来後も、お客様への[取組方針](#)は変わりません。

これからもお客様からの貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、迅速かつ適切にお応えできるように努めてまいります。

- お客様からの新規融資や貸付条件の変更等のご相談・お申込みに対しては、お客様のご事情を十分に把握したうえで、真摯に対応いたします。
- 貸付条件の変更等のお申込に際しては、経営改善に向けた取組みや、円滑な資金供給によるお客様への支援を継続してまいります。また、他の金融機関や信用保証協会等の関係機関との連携を図ってまいります。
- 中小企業金融円滑化法の期限到来後の取組みについては、全役職員へ周知徹底し、当組合全体として金融円滑化に取り組んでまいります。

なお、お客様の金融円滑化に関するご相談等は、本部または各営業店で承っております。

### 【お問い合わせ先】

全東栄信用組合 本部融資部

電話番号 03-3986-0179 (直通)

受付時間 平日9:00~17:00 (但し、当組合の休業日を除く)

以上